

副本

平成18年(行ウ)第467号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 原田学 外52名

被告 東京都 外1名

参加人 世田谷区

(当該処分をした行政庁 東京都知事)

準備書面(2)

平成19年4月23日

東京地方裁判所民事第2部 御中

被告東京都訴訟代理人 弁護士

今井克治



被告東京都指定代理人

本多教義



同

添田和美



同

前田康行



同

奥山宏二



同

藤井俊昭



同

池田中



被告東京都は、次のとおり、平成19年1月19日付け原告ら訴えの変更申立書に対し答弁するとともに、同日付け原告準備書面1に対し反論する。

(本案前の答弁)

第1 平成19年1月19日付け原告ら訴えの変更申立書における変更後の請求の趣旨(以下「新請求の趣旨」という。)に対する答弁

- 1 被告東京都知事および被告東京都に対する訴えをいずれも却下する
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

第2 却下を求める理由

1 原告らの「法律上の利益」が明らかでないこと

- (1) 最高裁平成17年12月7日大法廷判決(以下「最高裁平成17年大法廷判決」という。民集59巻10号2645頁)は、都市計画事業の事業認可取消しの原告適格について、「都市計画事業の事業地の周辺に居住する住民のうち当該事業が実施されることにより騒音、振動等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は、当該事業の認可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有するものといわなければならない。」と判示している。

そこで、被告東京都は、平成19年1月29日付け準備書面(1)において、「原告らは、事業ごとに、また、原告ごとに、法律上の利益が認められる理由を具体的に明らかにすべきである」と主張したのである。

しかるに、原告らは、平成19年1月29日付け準備書面1において、本件都市計画道路による被害として、健康被害、文化的利益、財産的な被害といった一般的内容を概括的に述べているに過ぎず、被告国が訴えの却下を求める原告らについてのみ、原告適格を認められる事情を挙げているものの、

その法律上の利益は明らかにされていない。

- (2) また、原告らは、本件道路事業は一体の事業であり、「工期」を3つに区分しているに過ぎないと主張し、事業ごとの法律上の利益を明らかにしようとしていない。

しかし、都市計画事業の事業認可が複数存在する場合、それぞれの事業認可は別個の行政処分であるから、事業認可の取消しを求める原告適格については、個々の事業認可ごとに判断されるべきである。

本件において、平成18年10月18日付けの東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路54号線及び区画街路世田谷区画街路10号線の事業認可と今後、都市計画道路事業の事業認可がなされた場合の当該事業認可とは、別個の行政処分となるのであるから、原告適格は個々の事業ごとに判断すべきなのである。

- (3) したがって、原告らの「法律上の利益」は明らかとなっていないというべきである。

2 事業認可の差止めを求める訴えは蓋然性の要件を欠いていること

- (1) 原告らの被告東京都に対する事業認可の差止めを求める訴えは、行政事件訴訟法37条の4の定める差止めの訴えであるから、「一定の処分又は裁決がされようとしていること」、即ち、処分がなされることの蓋然性が必要である（塩野宏「行政法Ⅱ [第四版]」224頁ないし227頁）。

- (2) これを本件についてみると、補助54号線のうち2期区間及び3期区間は、事業認可の前提となる申請がなされていないことはもちろん、平成16年3月、都と特別区が定めた「区部における都市計画道路の整備方針」において、優先整備路線として平成16年度から平成27年度までの12年間に優先的に整備すべき路線として選定されているものの、現段階においては具体的な整備計画まで策定されているわけではなく、事業認可がなされることの蓋然性に欠けるというべきである。

したがって、原告らの事業認可の差止めを求める訴えは、蓋然性の要件を欠いている。

(本案の答弁)

第1 新請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの被告東京都に対する請求をいずれも棄却する
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

第2 被告東京都の主張

平成19年1月29日付け被告東京都準備書面(1)で述べたとおりである。